



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

こんなときは14日以内に届出を!

会社の健康保険・官公庁の共済組合などに加入している人及びその被扶養者、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

資格に変更があったとき(表の「こんなとき」)、世帯主は14日以内に医療介護課国保医療係まで届出をしてください。

届出が遅れると

国保に加入しなければならないのに届出が遅れた場合

加入の届出をしたときではなく、加入資格が発生した月まで遡って(最長3年間)保険税を納めていただくことになります。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

国保の資格がなくなったのに届出が遅れた場合

保険証が手元に残っているため、うっかりそれを使って受診することがあります。このようなときは、国保が負担した医療費を返還していただくことになります。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	印鑑、他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書)
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑、被扶養者でない理由の証明書(資格喪失証明書)
	国保の被保険者に子どもが生まれたとき	印鑑、親子(母子)健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	印鑑、保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証
その他のとき	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、年金証書
	赤穂市内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	印鑑、身分を証明するもの(使えなくなった保険証など)	

※手続きの際、上記以外のものが必要となる場合があります。



介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

「介護給付費のお知らせ」を送付しています

介護保険サービスを利用している人に対して、「介護給付費のお知らせ」のはがきを年に3回送付しています。

このお知らせは、介護保険事業への理解を深めていただくとともに、サービスの利用内容及び自己負担額等の内容に間違いがないか確認いただくためのものです。はがきの内容と、居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)から毎月交付されている「サービス利用票」及び事業所から発行された「領収書」と見比べて、重複の請求や記憶に無いサービス利用の請求が含まれていないかなどの確認にご活用ください。

また、このはがきは、一定の期間に介護サービスを利用しているすべての人にお送りしているもので、特定の人だけにお送りしているものではありませんし、届いたはがきに対しての手続きや支払いはありません。

内容に不明な点がある場合は、医療介護課介護保険係まで問い合わせください。



「介護給付費のお知らせ」はがき



国民年金掲示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

4月から国民年金の保険料が変わります

平成27年4月から、自営業や学生などの第1号被保険者の保険料が次のとおり変わります。

第1号被保険者の保険料月額 定額保険料 15,590円 (26年度は15,250円)

国民年金保険料の改定にあわせ前納保険料も変わります。

	毎月納付	4～9月前納	10～3月前納	1年前納
	定額	定額	定額	定額
現金納付・クレジット納付	15,590円	92,780円	92,780円	183,760円
	—	760円割引	760円割引	3,320円割引
	納期=翌末日	納期=4月30日	納期=11月2日	納期=4月30日
口座振替	15,590円	92,480円	92,480円	183,160円
	—	1,060円割引	1,060円割引	3,920円割引
	翌末日振替	4月30日振替	11月2日振替	4月30日振替
早割	15,540円	—	—	—
	50円割引			
	当月末振替			

※2年前納金額(4月30日振替)は366,840円です。
※現金納付については、1年分、6ヵ月分だけでなく、任意の月から年度未までの前納も可能ですので、問い合わせください。
※27年度の口座振替・クレジットの2年前納・1年前納の申し込みは、広報あこう1月号でお知らせしたとおり、2月末で終了しています。1年前納を希望する人は、27年度は現金前納となります。

◎4月から厚生年金等に加入が決まっている人、またその扶養に入る予定の配偶者の方で、現在国民年金の保険料を「口座振替」にしている人へ

国民年金第1号被保険者から2号及び3号への資格変更は、事業所の手続きにより変更されるため、市役所での手続きは不要です。

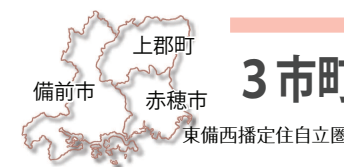
ただし、事業所の届けが日本年金機構で確認されるまでは、引き続き保険料が引き落とされます。事前に保険料の引き落としを止めるためには、「口座振替辞退申出書」の提出が必要です。届出と入れ違いで引き落とされた保険料は後日還付されますが、1年前納の人等は額が大きいいため、事前に手続きされることをお勧めします。(用紙は市役所市民課年金担当まで)

平成27年度 姫路年金事務所出張年金相談

- ◆日程 4月23日(木)、7月9日(木)
10月29日(木)、1月28日(木)
- ◆時間 午前10時～午後3時(要予約)
- ◆場所 市役所2階 会議室
- ◆申込先 市民課 年金係 ☎43・6820

平成27年度 社会保険労務士による市年金相談

- ◆日程 5月21日(木)、6月18日(木)
9月17日(木)、11月19日(木)
2月18日(木)、3月17日(木)
- ◆時間 午後1時30分～4時
- ◆場所 市役所2階 会議室



3市町内で行う民間イベントなどの事業を募集します!!

募集期間 3/16～4/15

赤穂市、備前市、上郡町の3市町は、東備西播定住自立圏(以下「圏域」といいます。)を形成し、力を合わせて元気で住みよいまちづくりを進めています。

そこで住民の皆さんが自主・自発的に行う、圏域内外の住民交流を促進し、賑わいの創出や相互理解を深めるイベント等の活動を支援します。

- 募集期間 3月16日(月)～4月15日(水) 午後5時まで(期限厳守)
- 実施期間 平成27年5月～平成28年3月末
- 対象団体 圏域内に主な活動の基盤を有する5人以上の団体又はNPO法人。宗教、政治、営利活動を目的とする団体や規約等が整備されていない団体は除きます。
- 対象事業 支援の目的に合い、自主・自発的に行うもので、次のいずれにも該当するもの。

▷公益的な事業 ▷圏域内の複数の市町住民の参加、協力及び連携を得ようとする事業 ▷実現可能な事業 ▷継続的な事業

- 支援額 20万円を限度
- 選考方法 応募いただいた内容を公開の場で審査しますので、出席をお願いします。
- 審査日時及び場所(予定) ▷日時=4月26日(日) 午前9時～午後2時(申請数により変動します) ▷場所=赤穂市役所204会議室
- 応募方法 申請書等必要書類を期間内に窓口(赤穂市企画広報課、備前市企画政策課、上郡町企画政策課のいずれか)に持参してください。申請書や詳細な募集要項等は、上記窓口か協議会HPで。
- ◎東備西播定住自立圏形成推進協議会 (赤穂市企画広報課) ☎43・6867